

## 喫煙可能室設置施設の届出(経過措置)について

新型コロナウイルス感染症による感染拡大を防ぐため、保健所への届出については、**当面、郵送での受付を原則といたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。**

### 1 要件

従業員がいない等一定の要件を満たした飲食店(既存小規模店)では、令和2年4月1日以降も屋内の全部または一部の場所を喫煙可能室(飲食可)とすることが経過措置として認められています。

要件は、「喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト」や「施設管理者ハンドブック」の6ページなどご確認ください。ご不明な点ございましたら、下記コールセンターへお問い合わせください。

世田谷区受動喫煙相談コールセンター

(受付時間：平日8：30～12：00、13：00～17：15 ※祝日、年末年始を除く)

電話番号：03-5432-2928

### 2 保健所への届出の流れ

#### (1) 設置届出書

以下の①～③の書類を、裏面に記載の届出先へ**郵送**または窓口へ提出してください。この3つの書類のほかに、添付していただく書類はございませんが、要件等を確認のうえ、記入漏れのないようにしてください。

- ① 喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト
- ② 喫煙可能室設置施設 届出書(国様式)
- ③ 喫煙可能室設置施設 届出書(都様式)

※届出書等は、裏面に記載の届出先の窓口にて配布又は世田谷区ホームページからもダウンロードできます。

#### (2) 届出後の流れ

後日、保健所から、「届出書の写し」と「届出後の留意点」をお送りします。

**※郵送での届出された場合は、後日、保健所から「標識ステッカー」をお送りします。**

### 3 標識の掲示

「施設管理者向け標識掲示パンフレット」の4ページをご覧ください。標識の掲示を必ずしてください。

裏面あり

## 4 変更・廃止の手続き

(1) 届出内容に変更がある場合

以下の①～③の書類を、下記の届出先へ**郵送**または窓口へ提出してください。

- ① 喫煙可能室設置施設 変更届(国様式のみ・押印不要)
- ② 喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト
- ③ 変更内容がわかるもの

※届出書等は、下記の届出先の窓口にて配布又は世田谷区ホームページからもダウンロードできます。

※個人事業主経営の店舗で相続人等以外が承継した場合や、災害・土地収用等以外の理由による移転等の場合については、事業の継続性、経営主体や店舗の同一性等の観点から同じ店舗とは認められないため、「既存店」にはあたりません。この場合、変更届ではなく廃止届の提出となりますのでご注意ください。

変更事由にあたるかどうかの要件は、「改正健康増進法の施行に関するQ&A」の5-1-2に記載されていますので、そちらをご確認ください。

(2) 廃止する場合

以下の①②の書類を、下記の届出先へ**郵送**または窓口へ提出してください。

- ①喫煙可能室設置施設 廃止届(国様式のみ・押印不要)
- ②喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト

※届出書等は、下記の届出先の窓口にて配布又は世田谷区ホームページからもダウンロードできます。

## 5 届出先

提出先	世田谷保健所健康企画課（受付時間：平日8:30～17:00 ※祝日、年末年始を除く） 住所：〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎1階窓口
電話	03-5432-2928（世田谷区受動喫煙相談コールセンター）
ホームページ	<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/007/d00183614.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/007/d00183614.html</a> または、「世田谷区 喫煙可能室届出」で検索してください。